

## 運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について

平成29年12月19日  
在シカゴ日本国総領事館

2005年5月11日、米国連邦議会で運転免許証等の発行基準に関する連邦法(Real ID 法)が成立しました。現在、米国の運転免許証は、各州が発行しており、州によって運転免許証及びIDカードの発行基準等が異なるのが現状ですが、この Real ID 法は、各州が発行する運転免許証及びIDカードの統一基準を定め、この連邦法の基準を満たしていない運転免許証及びIDカードは、連邦政府機関における公的用途のための身分証明書として認められないと規定しています。

この法律によって、航空機利用時の空港施設立ち入りの際など、連邦施設等への立ち入りをするにあたり、身分証明書の提示が求められる場合、Real ID 法を満たしていない運転免許証及びIDカードは、身分証明書として効力がなく、同施設への立ち入りができなくなるとされています（なお、旅券（パスポート）は、この Real ID 法とは関係なく、同施設への立ち入りの際の身分証明書として有効です）。

イリノイ州、ミズーリ州、ノースダコタ州及びミネソタ州の発行する運転免許証及びIDカードについては、Real ID 法の基準を満たしておらず、2018年1月22日を以て、同法適用開始の延長が終了するとされていましたが、このたび、米国国土安全保障省（DHS）は、Real ID 法の適用開始を2018年10月10日まで再延長しました。従って、当面（2018年10月9日まで）は、当館管轄州の発行する運転免許証及びIDカードは空港施設等への立ち入りの際の身分証明書として有効です。

ちなみに、米国国土安全保障省によれば、当館管轄州の発行する運転免許証及びIDカードのうち、Real ID 法の基準を満たしている州は次の通りです。

インディアナ州  
アイオワ州  
カンザス州  
ネブラスカ州  
サウスダコタ州  
ウィスコンシン州

本件について、詳しくは以下の米国国土安全保障省ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.dhs.gov/real-id#wcm-survey-target-id>